

平成 25 年 12 月 20 日

会員 各位

障がい福祉事業所における虐待事件について

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
会 長 橋 文 也

平成 25 年 12 月 12 日に、「千葉県立袖ヶ浦福祉センター養育園」に入所していた 19 歳の利用者が死亡し、当該事業所の支援職員 5 人により死亡した利用者を含む複数の利用者への悪質な暴行が繰り返されていたという報道がなされました。

本会会員事業所においてこのような許されない事件が起きてしまったことは痛恨の極みであり、亡くなられた方の苦痛とご家族並びに関係する皆様の憤りと深い悲しみに、本会として衷心よりお詫びを申し上げます。

本会といたしましては、二度とこのような卑劣な事件が繰り返されることのないよう、虐待防止の徹底を図るとともに、当該事業所に対しては、会員準則に基づき厳正に対処することとしております。

昨年 10 月に障害者虐待防止法が施行され、障がい者への虐待のない社会の実現に向けた大きな一歩になると期待された中で、本件の他にも、障がい者の人権が擁護され適切な支援が提供されるべき障がい福祉事業所において虐待と見受けられる事件が相次いで発生していることは、本会として看過できません。

事業所において障がい者（児）への虐待が生じる要因は複雑・多様であり、その人の障がいの状況に応じたきめ細やかな支援が必要であると考えられますが、虐待は密室に近い環境のもとで起きること、不適切な言動等小さな権利侵害から次第にエスカレートすること、職員の倫理観の欠如や専門知識が不足している場合に起きやすいこと等、障がい福祉事業所での虐待には共通する構図があると言われております。虐待を行った当事者はもちろん、その行為を見て見ぬふりをした傍観者も虐待を行った一員であることを銘記しなければなりません。

本会では、障がい福祉事業所における虐待の防止と利用者の権利擁護として、人権・倫理委員会等を中心に、倫理綱領や職員行動規範をはじめ、ポスターや冊子、ホームページ等で随時啓発を行う等、機会あるごとに会員に対し周知・徹底を図ってまいりましたが、今後はより一層の徹底を図るとともに、虐待の根絶に向けて取り組む所存です。

会員の皆様におかれましても、ご自身の事業所における組織・支援体制の再度のご確認をお願いするとともに、虐待の根絶に向けた一人ひとりの努力と、法人全体で利用者の権利擁護と安心安全に生活できる質の高い支援の提供にご尽力されますよう重ねてお願い申し上げます。